

特定施設・団体等との随意契約一覧

1. 契約締結前の公表事項（事前公表）

事業名称	事業場所	事業（契約）の内容	契約の相手方の決定方法又は選定基準	申請方法	この事業に対する連絡先
名護市民農園管理に係る作業委託業務	名護市民農園 (名護市字許田大石1067番地)	名護市民農園において除草・枝打ち・草木処分などの管理作業を行う	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。	1. 見積書提出 提出期限：令和7年7月4日（金）17時まで 提出先：名護市農林水産部農業政策課 農政計画係	担当：農林水産部部農業政策課農政計画係 電話：0980-52-1212（内線281）

2. 契約締結後の公表事項（事後公表）

契約の相手方	契約締結日	契約金額	契約の相手方とした理由
名護市中大2丁目12番1号 一般社団法人 シルバー人材育成センター 理事長 岸本 文政	令和7年7月4日	306,900円	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体（シルバー人材センター）であるため。 ・高齢者の雇用機会の確保を図るため。